

平成 2 0 年 9 月 2 日 (火曜日) 第 3 回定例会

出席議員 (1 8 名)

1 番	伊 藤 忠 男	議員	2 番	石 山 忠	議員
3 番	辻 登 代 子	議員	4 番	工 藤 吉 雄	議員
5 番	杉 沼 孝 司	議員	6 番	國 井 輝 明	議員
7 番	木 村 寿 太 郎	議員	8 番	鴨 田 俊 廣	議員
9 番	佐 藤 毅	議員	1 0 番	柏 倉 信 一	議員
1 1 番	鈴 木 賢 也	議員	1 2 番	松 田 孝	議員
1 3 番	新 宮 征 一	議員	1 4 番	高 橋 勝 文	議員
1 5 番	佐 藤 暘 子	議員	1 6 番	川 越 孝 男	議員
1 7 番	那 須 稔	議員	1 8 番	石 川 忠 義	議員

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 誠 六 市 長	荒 木 恒 副 市 長
大 沼 保 義 教 育 委 員 長	片 桐 久 之 選 挙 管 理 委 員 会 長
芳 賀 靖 夫 農 業 委 員 会 会 長	那 須 義 行 総 務 課 長 (併 選 挙 管 理 委 員 会 長)
菅 野 英 行 総 合 政 策 課 長	丹 野 敏 晴 総 務 局 長
奥 山 健 一 総 合 政 策 課 行 財 政 改 革 推 進 室 長	尾 形 清 一 総 合 政 策 課 企 業 立 地 推 進 室 長
熊 谷 英 昭 税 務 課 長	安 彦 浩 市 民 生 活 課 長
柏 倉 隆 夫 建 設 課 長	犬 飼 弘 一 建 設 課 長
山 田 敏 彦 花 緑 世 せ ら ぎ 推 進 課 長	佐 藤 昭 下 水 道 課 長
安 孫 子 政 一 農 林 課 長	犬 飼 一 好 商 工 観 光 課 長
秋 場 元 健 康 福 祉 課 長	鈴 木 英 雄 会 計 管 理 者 長 (兼) 会 計 課 長
那 須 勝 一 水 道 事 業 所 長	今 野 要 一 病 院 事 務 長
芳 賀 友 幸 教 育 長	兼 子 善 男 学 校 教 育 課 長
高 橋 利 昌 学 校 教 育 課 長	工 藤 恒 雄 生 涯 学 習 課 長
片 桐 久 志 監 査 委 員 長	兼 子 良 一 入 振 監 査 委 員 長
清 野 健 農 業 委 員 会 長	

事務局職員出席者

鹿 間 康 事 務 局 長	荒 木 信 行 局 長 補 佐
渡 辺 秀 行 総 務 主 査	大 沼 秀 彦 議 事 主 査

議事日程第 1 号

第 3 回定例会

平成 20 年 9 月 2 日 (火曜日)

午前 9 時 30 分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- ” 2 会期決定
- ” 3 諸般の報告
- (1) 第 8 4 回全国市議会議長会定期総会の報告について
- (2) 定例監査結果等報告について
- ” 4 行政報告
- (1) 寒河江市農業委員会委員選挙の結果及び推薦により選任した委員の報告について
- ” 5 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて
- ” 6 議第 60 号 表彰について
- ” 7 議案説明
- ” 8 委員会付託
- ” 9 質疑、討論、採決
- ” 10 報告第 4 号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- ” 11 報告第 5 号 平成 19 年度寒河江市財政の健全化判断比率の報告について
- ” 12 報告第 6 号 平成 19 年度寒河江市公営企業の資金不足比率の報告について
- ” 13 認第 1 号 平成 19 年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ” 14 認第 2 号 平成 19 年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 15 認第 3 号 平成 19 年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 16 認第 4 号 平成 19 年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 17 認第 5 号 平成 19 年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 18 認第 6 号 平成 19 年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 19 認第 7 号 平成 19 年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 20 認第 8 号 平成 19 年度寒河江市財産区特別会計 (高松、醍醐、三泉) 歳入歳出決算の認定について
- ” 21 認第 9 号 平成 19 年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- ” 22 認第 10 号 平成 19 年度寒河江市水道事業会計決算の認定について
- ” 23 議第 61 号 平成 20 年度寒河江市一般会計補正予算 (第 3 号)
- ” 24 議第 62 号 平成 20 年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- ” 25 議第 63 号 平成 20 年度寒河江市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- ” 26 議第 64 号 平成 20 年度寒河江市立病院事業会計補正予算 (第 1 号)
- ” 27 議第 65 号 寒河江市議会政務調査費の交付に関する条例等の一部改正について
- ” 28 議第 66 号 寒河江市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

- ” 29 議第67号 寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
 - 日程第30 議第68号 寒河江市特別職報酬等審議会条例等の一部改正について
 - ” 31 議第69号 寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
 - ” 32 議第70号 寒河江市下水道条例の一部改正について
 - ” 33 議第71号 寒河江市土地開発公社定款の一部変更について
 - ” 34 議第72号 損害賠償の額を定めることについて
 - ” 35 議第73号 字の区域及び名称の変更について
 - ” 36 議第74号 住居表示を実施すべき市街地の区域について
 - ” 37 請願第4号 燃料・生産資材等物価高騰を打破するための政策実現を求める意見書提出に関する請願
 - ” 38 請願第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の請願
 - ” 39 請願第6号 地域医療を守る意見書提出を求める請願
 - ” 40 請願第7号 石油、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める意見書提出に関する請願
 - ” 41 請願第8号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書提出に関する請願
 - ” 42 陳情第3号 肺炎球菌ワクチンへの公費助成に関する陳情
 - ” 43 議案説明
 - ” 44 監査委員報告
 - ” 45 質疑
 - ” 46 予算特別委員会設置
 - ” 47 決算特別委員会設置
 - ” 48 委員会付託
 - ” 49 議員派遣の件
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前 9 時 3 0 分

伊藤忠男議長 おはようございます。

ただいまから、平成20年第3回寒河江市議会定例会を開会いたします。

会議を始める前に、議員並びに当局の皆様に申し上げます。

過般の議会運営委員会におきまして、エコスタイル推進期間中に合わせ、会議における服装について決定しております。

本会期中の会議は、上着の着脱は自由といたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

伊藤忠男議長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により議長において、2 番石山 忠議員、17番那須 稔議員を指名いたします。

会 期 決 定

伊藤忠男議長 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期など議事日程につきましては、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。鈴木議会運営委員長。

〔鈴木賢也議会運営委員長 登壇〕

鈴木賢也議会運営委員長 おはようございます。

議会運営委員会における協議の結果について御報告申し上げます。

本日招集になりました、平成20年第3回寒河江市議会定例会の運営につきましては、去る8月28日午前9時30分から議会第2会議室において委員6名全員出席、議長以下関係者出席のもと議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

会期につきましては、提案されます議案数並びに一般質問の通告数などを勘案し、本日から9月19日までの18日間とし、その間の会議等についてはお手元に配付してあります日程表のとおりと決定いたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださるようお願いを申しあげ、御報告といたします。

伊藤忠男議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月19日までの18日間と決定いたしました。

第3回定例会日程

平成 20 年 9 月 2 日（火）開会

月 日	時 間	会	議	場 所		
9月 2日(火)	午前 9 時 3 0 分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、諸般の報告、行政報告、人権擁護委員の候補者推薦、表彰議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、議案・請願・陳情上程、同説明、監査委員報告、質疑、予算特別委員会設置、決算特別委員会設置、委員会付託、議員派遣の件	議 場		
			本 会 議 終 了 後	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
			予算特別委員会終了後	決算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
9月 3日(水)	休 会					
9月 4日(木)	午前 9 時 3 0 分	本 会 議	一 般 質 問	議 場		
9月 5日(金)	休 会					
9月 6日(土)	休 会					

月 日	時 間	会 議		場 所
9月 7日(日)	休 会			
9月 8日(月)	午 前 9 時 3 0 分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
9月 9日(火)	休 会			
9月10日(水)	午 前 9 時 3 0 分	總 務 委 員 会 分 科 会	付 託 案 件 審 査	第 2 会 議 室
		厚 生 經 済 委 員 会 分 科 会	付 託 案 件 審 査	第 4 会 議 室
		建 設 文 教 委 員 会 分 科 会	付 託 案 件 審 査	議 会 図 書 室
9月11日(木)	午 前 9 時 3 0 分	總 務 委 員 会 分 科 会	付 託 案 件 審 査	第 2 会 議 室
		厚 生 經 済 委 員 会 分 科 会	付 託 案 件 審 査	第 4 会 議 室
		建 設 文 教 委 員 会 分 科 会	付 託 案 件 審 査	議 会 図 書 室
9月12日(金)	午 前 9 時 3 0 分	總 務 委 員 会 分 科 会	付 託 案 件 審 査	第 2 会 議 室
		厚 生 經 済 委 員 会 分 科 会	付 託 案 件 審 査	第 4 会 議 室
		建 設 文 教 委 員 会 分 科 会	付 託 案 件 審 査	議 会 図 書 室
9月13日(土)	休 会			
9月14日(日)	休 会			
9月15日(月)	休 会			
9月16日(火)	休 会			
9月17日(水)	休 会			
9月18日(木)	午 前 9 時 3 0 分	予 算 特 別 委 員 会	付 託 案 件 審 査	議 場
	予 算 特 別 委 員 会 終 了 後	決 算 特 別 委 員 会	付 託 案 件 審 査	議 場
9月19日(金)	午 前 9 時 3 0 分	本 会 議	議 案 ・ 請 願 ・ 陳 情 上 程、委 員 長 報 告、質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決、閉 会	議 場

諸 般 の 報 告

伊藤忠男議長 日程第 3、諸般の報告であります。

(1) 第 84 回全国市議会議長会定期総会の報告について、(2) 定例監査結果等報告について、このことにつきましては、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

行 政 報 告

伊藤忠男議長 日程第 4、行政報告であります。

(1) 寒河江市農業委員会委員選挙の結果及び推薦により選任した委員の報告について、市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 寒河江市農業委員会委員選挙の結果及び推薦により選任した委員について御報告申し上げます。

平成 20 年 7 月 6 日執行の寒河江市農業委員会委員選挙の結果並びに農業委員会等に関する法律第 12 条第 1 号及び第 2 号の規定により選任した委員は、お手元に配付しました資料のとおりであります。

以上です。

質 疑

伊藤忠男議長 ただいまの行政報告について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて

伊藤忠男議長 日程第 5、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてを議題といたします。

本件についてはお手元に配付しております文書のとおり、委員候補者 2 名の推薦について、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により市長から意見を求められております。

お諮りいたします。

これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、人権擁護委員の推薦については市長の諮問のとおり、これに同意することに決しました。

議 案 上 程

伊藤忠男議長 日程第 6、議第 60 号表彰についてを議題といたします。

議 案 説 明

伊藤忠男議長 日程第 7、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議第 60 号表彰について御説明申し上げます。

地方自治の振興や本市の交流・発展に寄与され、市政に功労のあった武田 浩氏、佐藤勝義氏、布施慶典氏、軽部賢一氏、大沼義明氏、郷間康正氏の 6 氏について表彰を行うため、市表彰条例に基づき議会の同意を得ようとするものであります。

なお、6 氏の功績、経歴等の詳細については、別紙資料のとおりであります。

また、この件につきましては、去る 8 月 21 日に開催いたしました市表彰審査委員会において審査していただいた結果、全会一致をもって表彰をすることが適当である旨報告を得ましたので、御提案申し上げるものであります。

以上です。

委 員 会 付 託

伊藤忠男議長 日程第 8、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第 60 号については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第 60 号は委員会付託を省略することに決しました。

質 疑、討 論、採 決

伊藤忠男議長 日程第 9、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第 60 号について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を省略いたします。

これより議第 60 号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第60号は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第60号はこれに同意することに決しました。

議 案 上 程

伊藤忠男議長 日程第10、報告第4号から日程第42、陳情第3号までの33案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

伊藤忠男議長 日程第43、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 初めに、報告第4号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について御説明申し上げます。

寒河江市営住宅ひがし団地の入居者に火傷を負わせた事故について示談書を取り交わすに当たり、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので御報告申し上げるものであります。

次に、報告第5号平成19年度寒河江市財政の健全化判断比率の報告について御説明申し上げます。

財政健全化判断比率を各会計及び関連団体の決算等に基づき算定した結果、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は発生せず、実質公債費比率は19.4%、将来負担比率は166.0%となったものであり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により御報告申し上げるものであります。

次に、報告第6号平成19年度寒河江市公営企業の資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

資金不足比率を四つの事業会計の決算等に基づき算定した結果、いずれの企業会計も資金不足比率は発生しないものであり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により御報告申し上げます。

次に、決算の認定について御説明申し上げます。

平成19年度寒河江市一般会計歳入歳出決算及び7件の特別会計歳入歳出決算について、地方自治法の定めるところにより、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものであります。

最初に、認第1号平成19年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入決算額は140億4,144万7,415円、歳出決算額は134億9,069万5,132円であります。形式収支は5億5,075万2,283円の黒字決算で、繰越明許費等に係る繰り越すべき一般財源が508万5,000円ですので、実質収支は5億4,566万7,283円の黒字決算であります。

剰余金の処分につきましては、基金条例に基づき財政調整基金に2億7,500万円を積み立てし、残る2億7,066万7,283円は翌年度に繰り越しいたしました。

次に、認第2号平成19年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入歳出ともに決算額は30億4,605万623円で、歳入歳出差引残額はありません。

次に、認第3号平成19年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入歳出ともに決算額は882万7,468円で、歳入歳出差引残額はありません。

次に、認第4号平成19年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入決算額は39億4,136万5,968円、歳出決算額は39億3,083万9,341円で、歳入歳出差引残額1,052万6,627円は翌年度へ繰り越しいたしました。

次に、認第5号平成19年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

歳入決算額は39億9,441万9,904円、歳出決算額は39億4,485万6,083円で、歳入歳出差引残額4,956万3,821円は翌年度に繰り越しいたしました。

次に、認第6号平成19年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入決算額は24億4,875万7,415円、歳出決算額は24億4,836万1,543円で、歳入歳出差引残額39万5,872円は翌年度に繰り越しいたしました。

次に、認第7号平成19年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入決算額は2,300万2,096円、歳出決算額は2,120万354円で、歳入歳出差引残額180万1,742円は翌年度に繰り越しいたしました。

次に、認第8号平成19年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入決算額は61万7,245円、歳出決算額は45万6,411円で、歳入歳出差引残額16万834円は翌年度に繰り越しいたしました。

次に、平成19年度寒河江市立病院事業会計決算及び平成19年度寒河江市水道事業会計決算について、地方公営企業法の定めるところにより、議会の認定に付するものであります。

最初に、認第9号平成19年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

初めに、収益的収入及び支出について申し上げます。

収入は24億4,025万6,125円、支出は24億4,088万8,042円であります。この結果、収益的収支については63万1,917円の純損失となりました。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。

収入は1,856万7,000円で、支出は9,318万1,533円であります。この結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は7,461万4,533円となりますが、これについては過年度分損益勘定留保資金等で補てんしました。

欠損金については、剰余金計算書及び欠損金処理計算書に記載のとおり、当年度までの未処理欠損金4億6,810万3,382円を翌年度に繰り越ししようとするものであります。

次に、認第10号平成19年度寒河江市水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

初めに、収益的収入及び支出について申し上げます。

収入は12億6,225万2,845円、支出は11億1,822万5,703円であります。この結果、収益的収支については1億2,138万8,306円の純利益を計上することができました。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。

収入は5億9,211万4,970円、支出10億4,385万4,581円であります。この結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は4億5,173万9,611円となりますが、これについては過年度分損益勘定留保資金等で補てんいたしました。

剰余金については、剰余金処分計算書（案）に記載のとおり、減債積立金に2,100万円、建設改良積立金に1億円を積み立てし、5,021万5,222円は翌年度に繰り越ししようとするものであります。

その他の詳細については、別冊資料のとおりであります。

以上、各会計の決算及び事業会計決算について御説明申しあげましたが、よろしく御審議の上、御認定くださいますようお願い申しあげます。

次に、議第61号平成20年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）について御説明申しあげます。

このたびの補正予算は、市民ギャラリー管理事業費を計上し、住民情報電算処理事業費などを追加するものであります。

その結果、1億1,389万円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ141億4,123万6,000円とするものであります。

次に、議第62号平成20年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申しあげます。

このたびの補正予算は、前期高齢者の財政調整制度創設に伴う高額医療費共同事業医療費拠出金等を追加するものであります。

その結果、1億1,636万3,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ39億9,392万6,000円とするものであります。

次に、議第63号平成20年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申しあげます。

このたびの補正予算は、介護給付費準備基金積立金等を追加するものであります。

その結果、545万3,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ25億68万7,000円とするものであります。

次に、議第64号平成20年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第1号）について御説明申しあげます。

このたびの補正予算は、医療事故の損害賠償に伴う収益的収入及び支出の追加、医療情報システムの更新に伴う資本的収入及び支出の追加、これに伴う企業債の限度額の変更等を行うものであります。

その結果、予算総額は収益的収入及び支出総額22億1,879万円、資本的収入総額2億962万6,000円、資本的支出総額2億8,522万4,000円とするものであります。

以上、補正予算の概要について御説明申しあげましたが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申しあげます。

次に、議第65号寒河江市議会政務調査費の交付に関する条例等の一部改正について御説明申しあげます。

地方自治法の一部改正に伴い、寒河江市議会政務調査費の交付に関する条例外4条例について、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第66号寒河江市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について御説明申しあげます。

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正等に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第67号寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第68号寒河江市特別職報酬等審議会条例等の一部改正について御説明申し上げます。

地方自治法の一部改正に伴い、寒河江市特別職報酬等審議会条例及び寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例について、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第69号寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

寒河江市中心市街地活性化センター内の寒河江市美術館の整備等に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第70号寒河江市下水道条例の一部改正について御説明申し上げます。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行等に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第71号寒河江市土地開発公社定款の一部変更について御説明申し上げます。

公有地の拡大の推進に関する法律等の一部改正に伴い、所要の変更をしようとするものであります。

次に、議第72号損害賠償の額を定めることについて御説明申し上げます。

寒河江市立病院で手術を施行した結果、関節内にガーゼを残存させた医療事故について損害賠償の額を決定するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議第73号字の区域及び名称の変更について御説明申し上げます。

住民福祉の向上を図るため、本楯四丁目の字の区域及び名称の一部を変更しようとするものであります。

次に、議第74号住居表示を実施すべき市街地の区域について御説明申し上げます。

木の下土地区画整理事業の実施に伴い、住居表示実施区域を定めるものであります。

以上、14案件を御提案申しあげましたが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

以上です。

失礼しました。議第63号を「議第62号」と申し上げましたので、訂正させていただきます。

監 査 委 員 報 告

伊藤忠男議長 日程第44、監査委員の報告であります。

監査委員から審査結果の報告を求めます。片桐監査委員。

片桐久志監査委員 監査委員を代表いたしまして、私から平成19年度寒河江市一般会計及び各特別会計並びに公営企業会計、合計10会計の歳入歳出決算審査の結果について御報告申し上げます。

最初に、一般会計及び各特別会計歳入歳出決算審査の結果について申し上げます。

お手元に配付してあります意見書の1ページをお開き願います。

第1、審査の概要につきましては、審査の対象、期間、方法は記載のとおりであります。

第2、審査の結果につきましては、審査に付された各会計の決算及び附属書類は関係法令に従って作成されており、計数的に正確で、その執行は適正であると認められました。

なお、審査結果の概要につきましては、時間の関係で、結びの中の財務分析や市税等の収入状況について若干御説明を申し上げます。

49ページをお開きください。

まず、下段、下の方の段でございますが、22行目からの財務分析であります。財政力を判断する財政力指数の3カ年平均値は0.546で、前年度に比へまして0.014大きくなっております。これは、国から地方への税源移譲により市民税個人分が大きく増加したことと、固定資産税のうち家屋と償却資産分の増加により、計算式の分子に当たる基準財政収入額が伸びたことが主な理由であります。

財政構造上の硬直度なり弾力性を示す経常収支比率は98.1%で、前年度に比べ2.4ポイント高くなり、財政硬直化が進んでおりますが、これは経常経費に充当された一般財源が、行財形改革の効果もあり人件費で減少しているものの、地方債の元利償還金がピークに達し、公債費が増加したことと、病院事業への多額の負担が経常化してきたことが主な理由であります。

また、実質公債費比率は19.4%で、前年度に比べ3.9ポイント低下しております。これは、標準税収入の伸びにより、計算式の分母に当たる標準財政規模が大きくなったこと、さらに、実質公債費比率計算式の変更によって、分子に当たる地方債と企業債等の元利償還金から都市計画税充当可能額が特定財源として控除されることになり、平成17年度算定分までさかのぼって比率を算定したことが主な理由であります。

次に、市税等の収納状況についてであります。前年度に比べると、収納率は市民税が95.4%で、0.3ポイント低下しているものの、固定資産税が93.0%で1.5ポイント上昇したことから、市税全体では94.2%と0.8ポイント上昇し、数年来の収納率低下に歯どめがかかっております。

しかしながら、国民健康保険税の収納率は80.1%で1.6ポイント、介護保険料は98.2%で0.1ポイント、それぞれ低下が続いております。

その結果、収入未済額は市税全体で2億9,755万4,000円、国民健康保険税は2億7,496万4,000円となり、それぞれ前年度と比べて増加しておりますので、実効ある収納対策の取り組みと新たな未収金発生を防止する工夫が望まれます。

以上、平成19年度は税源移譲もあり市税は増加したものの、地方交付税は引き続き減少するなど歳入が伸びていない状況にあります。

一方、維持補修費や扶助費、公債費、繰出金などの経費が増大する中で、行財政改革推進による経費節減や市債借り入れ抑制、高利公的資金の借りかえの実施により持続可能な財政運営維持に努力されておりますが、今後においても少子高齢社会の進展、地域格差の拡大による税収の伸び悩みなど、地方財政の先行きの厳しさは依然として変わらないと思われまますので、歳入確保策と歳出削減策を講じていただき、市勢の発展と市民福祉の向上に努めていただきますよう要望いたします。

次に、公営企業会計決算審査結果について申し上げます。

お手元の公営企業会計決算審査意見書の1ページをお開き願います。

第1、審査の概要につきましては、審査の対象、期間、方法は記載のとおりであります。

第2、審査の結果につきましては、審査に付された決算報告書及び財務諸表は、地方公営企業関係法令及び各事業の会計規程等に準拠して作成され、経営成績及び財務状態を適正に表示しており、決算計数も誤りがなく適正であると認められました。

なお、各事業の決算諸表の表示するところにより、業務状況、予算の執行状況と経営成績及び財務状態を分析した結果は意見書に記載のとおりであります。主な内容について御説明を申し上げます。

先に、病院事業会計について申し上げますので、13ページの結びをお開きください。

医業収支状況を前年度と比較しますと、収益は4.4%増加し、費用は3.1%の減少となったことから、医業収支比率は91.0%と6.5ポイント高くなっております。

その結果、損益状況は総収益24億3,821万1,000円に対し、総費用は特別損失額も含め24億3,884万3,000円で、損益は63万2,000円の純損失となり、総収支比率は100.0%と、前年度に比べ6.2ポイント高くなっております。

なお、当年度は経営の安定を図るために、前年度よりも6,450万円多い3億7,500万円を一般会計から負担金及び補助金として病院事業収益に繰り入れしたことにより、総収支比率と医業収支比率の上昇につながり不良債務の発生には至りませんでした。未処理欠損金は前年度からの未処理欠損金を加えますと4億6,810万3,000円となり、病床利用率の低下傾向も引き続き続いており、厳しい経営状況に陥っております。

入院・外来患者の減少や病床利用率が低下していることは、経常損失の大きな要因となっておりますので、本年4月に設置された地域医療連携室の業務充実強化により、医師会や地域医療機関と連携を密にし、医療情報の共有化を図り、患者数の増加に結びつけられるよう期待をいたしております。

病院経営における医師を初めとするスタッフの努力は評価いたしますが、繰り出し基準以上の一般会計からの負担金、補助金なしでは運営できない経常損失基調が続いておりますので、経営健全化に向けた検討と工夫を重ねられ、市民が安心できる質の高い病院経営の確立に努力されることを要望いたします。

次に、水道事業会計について申し上げます。

33ページの結びをお開きください。

水道事業収益を前年度と比較しますと、総配水料は0.3%減少しましたが、有収水量は0.4%増加したため、給水収益は724万9,000円、0.6%増加し、水道事業収益全体では3,468万2,000円、3%増加しております。

一方、事業費用は、受託工事費、減価償却費、資産減耗費は増加しているものの、浄水及び配給水費、企業債利息等や過年度損益修正損などの特別損失で減少し、事業費用全体では702万7,000円の減少となっております。

その結果、純利益は1億2,138万8,000円で、前年度に比べ4,170万9,000円、52.3%増加しております。営業収支比率は123.1%で1.7ポイントの増となり、ここ数年続いていた減少傾向に歯どめがかかっております。これは、給水収益や新築住宅等の加入金の増加と、行財政改革による浄水及び配給水費と、業務及び総係費が減少したことが主な理由であります。

また、第4次拡張事業による老朽管更新工事の効果もあり、有効率は89.6%、有収率は83.1%と上昇し、流動比率、施設利用率も良好な数値にあり、全体的な経営成績や財政状態は均衡のとれた状況にあります。

水道は、快適な市民生活や都市活動を営む上での重要インフラ施設でありますので、安全で安心な水の持続的な供給が維持できるよう経営の効率化、健全化に取り組んでいく必要があります。

国では、水道事業の経営戦略となるよう水道事業者に地域水道ビジョンの策定を推奨しておりますので、早い時期に策定できる準備態勢を整えていただくとともに、今後も確実な収益の確保と第4次拡張事業の着実な推進並びに費用軽減に努められ、安くおいしい水道水の供給に引き続き努力されますよう要望いたします。

以上でございます。

質 疑

伊藤忠男議長 日程第45、これより質疑に入ります。

報告第4号に対する質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 報告4号についてお尋ねをいたします。

寒河江市が賠償責任を生ずる、故障によってこういう事態があったわけでありませけれども、どういことであったのかということが一つです。

それから、二つ目は、再発防止策をどのように対応されているのか。この2点をお尋ねをいたします。

伊藤忠男議長 建設課長。

柏倉隆夫建設課長 原因としましては、ふる釜のボイラーにごみ、かすとといいますか、そういったものが詰まったのが原因でございましたが、年数的なものを考えれば老朽化というようなことが原因でございました。

その再発防止というようなことでございますけれども、同型の製品については、19年度と20年度ですべて交換完了しております。これまでも計画的に交換をしてきたところでありますけれども、今後はボイラーのメーカーとも点検時期、そういったものを履行しまして、またその交換時期についてもおくれのないように対応していきたいというように考えているところです。以上です。

伊藤忠男議長 ほかに質疑、新宮議員。

新宮征一議員 ただいまの質問ともちょっと関連するんですけども、ただいまの答弁で、過般、山新の記事にもなりました。それを見ますと、先ほど課長の方からも説明があったように同型の機種を交換しているということで、山新の記事では同機種を24台交換したというように載っていますけれども、これは耐用年数が経過して、その安全が確保できないということでこのすべての機種を交換されるのか。それとも、点検した結果、これは危険だと、これは大丈夫だという、その分け方によって交換されたのか。

さっきの答弁ですと、計画的に交換するということなんですけど、商品としての欠陥などはなかったんですか。その辺だけをお聞きしておきます。

伊藤忠男議長 建設課長。

柏倉隆夫建設課長 ひがし団地すべての部屋の数が96部屋ございまして、平成13年から交換をしてきているところでございまして、法的な耐用年数からいきますと15年というふうになっているところでございます。

ただ、平成13年から随時交換をしてきておりましたが、こういった事故があったということで、その時点では24基、まだ残っておったんですが、それを平成19年の年に10基、それから今年度で14基、すべてを交換をするというようなことで、交換を急がせていただいたというようなことでございます。以上でございます。

伊藤忠男議長 新宮議員。

新宮征一議員 今の話ですと、平成13年からもう交換を始めているということで、大分早い時期から取り組んでいられるようなんですけれども、耐用年数が15年と。15年というのは、平成15年の意味で

すか。それとも、設置してから15年経過したものが、それが耐用年数と、こういう考えなんですか。

もしこれが、平成15年が耐用年数のもう期限だということであれば、かなりの期間、危険のままここまで来たというように理解せざるを得ないわけですね。いわゆる15年というのが平成15年の意味なのか、あるいは耐用年数が設置してから15年と、こういう意味なのか。その点だけちょっとはっきりしてください。

伊藤忠男議長 建設課長。

柏倉隆夫建設課長 耐用年数というのは、設置してから15年ということでございます。

伊藤忠男議長 新宮議員。

新宮征一議員 耐用年数は設置してから15年ということは、何年に設置したんですか。それから、耐用年数のこの15年には、まだ至っていないというように理解してよろしいんですか。ただ事故があったから早期に交換をすると、こういう理解でよろしいんですか。

伊藤忠男議長 建設課長。

柏倉隆夫建設課長 設置したのが、設置の型の年ですけれども、それが昭和61年から昭和63年の型でございました。それで、今年度では19年から22年たっているというような状況でございましたので、平成13年から計画的に行ってきたというような状況でございます。

伊藤忠男議長 ほかにありませんか。松田議員。

松田 孝議員 今の関連ですけれども、今のこのボイラーというのは、普通6年ぐらいのめどで交換時期を迎える状況も、こういう設備会社からは言われていますけれども、この15年間、点検というのはどういう形で実施してきたのか。その辺を伺いたいと思います。

伊藤忠男議長 建設課長。

柏倉隆夫建設課長 ガス会社といたしますか、そちらの方もそういった機器に対しての専門業者でございますし、またそういった面においては知識があるというようなことで、やはり水、給水管の方からのかすとか、そういったものもございますので、そちらの方のアドバイスを受けながら、随時の中で点検をしてきているところでございます。以上でございます。

伊藤忠男議長 松田議員。

松田 孝議員 給水管のかすも入ったということですが、逆に今度は簡易水道のタンクの方、タンクというか、何ていうんでしたっけか、貯水槽の一つの問題も出てくるんじゃないかと思えますけれども、その辺の具体的な点検というのは定期的に今行っているかどうか、伺いたいと思います。

伊藤忠男議長 建設課長。

柏倉隆夫建設課長 ひがし団地の場合、上の方に受水槽もございますので、それについては年1回の法的な点検として行っているところでございます。

伊藤忠男議長 報告第5号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

報告第6号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第1号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第2号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第3号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第4号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第5号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第6号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第7号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第8号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第9号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第10号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第61号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第62号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第63号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第64号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第65号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第66号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第67号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第68号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第69号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第70号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第71号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第72号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第73号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第74号に対する質疑はありませんか。川越議員。74号でよろしいですね。

川越孝男議員 いいです。

74号についてお尋ねをしたいと思います。

今、木の下区画整理事業、進行中でありますけれども、なぜ今の時期にというふうなことがちょっと疑問に思いましたのでお尋ねをしたいと思います。

それから、この附属資料を見ますというと、拡大図を見ますというと、大字西根字木の下と大字寒河江字木の下が入り組んでいる部分のようであります。したがって、この地域、学区の関係などもあるのではないかとというふうに思いますし、そこら辺の状況はどのようになっているのかと、その大字の字界。もちろん、仮換地になっているわけでありますから、その大字の字界がどこに線引きになっているのかも、資料として出していただきたいというふうに思いますが、この点についてお尋ねをしたいと思います。

伊藤忠男議長 市民生活課長。

安彦 浩市民生活課長 なぜ今の時期に、この区域の定めることについて行うかという御質問であります。御案内のとおり区画整理事業が進捗いたしております。建物が大分建設されてきております。

また、今後新たに建設される建物も相当想定されることから、今回整理をするために、この住居表示の区域を定めるという変更をするという形になるものでございます。

その次に、字界でございます。字界につきましては、附属の資料をごらんになっていただきますと、拡大図の中の祐林寺の北側に市道下釜山岸線が新たに区画になっております。そのやや北側、右の方から幹線農道が入っております。この幹線農道が大字西根字木の下と大字寒河江字木の下との区域界になると、字界になるところであります。

学区についての御質問でございますが、学区につきましては、町会等で定めているところでございまして、下釜山岸線を西根小学校学区の町会と寒河江小学校学区の町会との境にするということで現在進めているところであります。下釜山岸線より北側の区域については西根小学校、下釜山岸線の南側については寒河江小学校の学区にするというようなことで現在進めているところであります。以上であります。

伊藤忠男議長 請願第4号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第5号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第6号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第7号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第 8 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

陳情第 3 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終結いたします。

予 算 特 別 委 員 会 設 置

伊藤忠男議長 日程第46、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第61号については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第61号については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

決 算 特 別 委 員 会 設 置

伊藤忠男議長 日程第47、決算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

認第1号から認第10号までの10案件については、議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く16人を委員に選任して構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、認第1号から認第10号までの10案件については、議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く16人を委員に選任して構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

委 員 会 付 託

伊藤忠男議長 日程第48、委員会付託であります。このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委 員 会	付 託 案 件
総務委員会	議第65号、議第66号、議第67号、議第68号、議第71号、議第73号、議第74号、請願第5号
厚生経済委員会	議第62号、議第63号、議第64号、議第69号、議第72号、請願第4号、請願第6号、請願第7号、請願第8号、陳情第3号
建設文教委員会	議第70号
予算特別委員会	議第61号

決算特別委員会	認第1号、認第2号、認第3号、認第4号、認第5号、認第6号、認第7号、認第8号、認第9号、認第10号
---------	--

議 員 派 遣 の 件

伊藤忠男議長 日程第49、議員派遣の件を議題といたします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配付しております文書のとおり派遣いたしたいと思っております。

これより、議員派遣の件を採決いたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件について、原案のとおり派遣することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件につきましては、原案のとおり派遣することに決しました。

散 会 午前10時27分

伊藤忠男議長 本日はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。